

千葉市中小企業資金融資審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市中小企業資金融資審議会設置条例（平成3年条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議範囲)

第2条 千葉市中小企業資金融資審議会（以下「審議会」という。）は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 資金融資の制度に関すること。
- (2) その他資金融資に関することで、市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 条例第3条第2項に規定する委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
市内大学の経済、金融又は経営のいずれかを専攻する教職にある者
- (2) 中小企業者を代表する者
千葉商工会議所常務理事
千葉市土気商工会専務理事
千葉市商店街連合会会長
- (3) 金融機関
市内都市銀行を代表する金融機関の貸付融資担当部長
地方銀行を代表する金融機関の貸付融資担当部長
信用金庫・信用組合を代表する金融機関の貸付融資担当部長
市内政府系金融機関を代表する金融機関の支店長
- (4) 関係行政機関の職員
千葉県商工労働部経営支援課長
千葉県信用保証協会専務理事

(関係者の出席等)

第4条 会長は必要があると認められるときは、審議会に関係者を出席させて説明を求め、又は関係者に資料を提出させることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、経済農政局経済部産業支援課において処理する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。